

事務事業評価シート(総括表)

事務事業	74	地籍情報の調査					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	01	計画的なまちづくりの展開					
施策	01	適切な都市構造の実現					
事業内容							
目的	道路管理に必要な境界、面積、所有者などを確定することにより、安全安心なまちづくり事業を推進します。						
対象・手段	登記所の登記事項をあらかじめ調査したのち、現地立会いにより境界を確認し、その結果を測量して道路と民有地の境界や隣接する土地の情報を調査します。						
成果(事業が意図する成果)							
道路管理に必要な境界、面積、所有者などを確定することにより、安全安心なまちづくり事業が推進されます。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
街区調査実施面積	調査により境界が明確になった道路とそれに囲まれる街区の占める面積です。	(平成21年度) 年度に (2.9km <sup>2</sup> ) の水準達成					
		( ) 年度に ( ) の水準達成					
		( ) 年度に ( ) の水準達成					
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業 成果 指標	目標値 1	k m <sup>2</sup>	0.34	0.35	0.40	0.46	各年度目標値の累計が平成21年度目標水準2.9k m <sup>2</sup> 対象面積 18.12k m <sup>2</sup> 目標値 16年度まで0.93k m <sup>2</sup> 17年度 0.40k m <sup>2</sup> 18年度 0.46k m <sup>2</sup> 19年度 0.44k m <sup>2</sup> 20年度 0.42k m <sup>2</sup> 21年度 0.25k m <sup>2</sup> 計 2.90k m <sup>2</sup>
	実績 1	k m <sup>2</sup>	0.34	0.38	0.40	0.46	
	= /	%	100.00	108.57	100.00	100.00	
	目標値 2		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2		0.00	0.00	0.00	0.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	街区調査 若松町ほか 0.40k m <sup>2</sup> を実施しました。 地籍情報システム導入(16・17年度2か年で構築)						
平成18年度	街区調査 河田町ほか 0.46k m <sup>2</sup> を実施しました。						

部名称		環境土木部			課名称		管理課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
トータルコスト	事業費	千円	49,640	44,705	45,493	46,139		
	人件費	千円	12,507	12,507	12,507	12,420		
	事務費	千円	544	1,849	1,596	2,901		
	減価償却費等	千円	0	0	0	0		
	総計 = + + +	千円	62,691	59,061	59,596	61,460		
	受益者負担	千円	0	0	0	0		
	純計 = -	千円	62,691	59,061	59,596	61,460		
	受益者負担率 /	%	0.00	0.00	0.00	0.00		
財源内訳	一般財源 = -	千円	24,816	24,456	25,396	29,030		
	特定財源		37,875	34,605	34,200	32,430		
	一般財源投入率 /	%	39.58	41.41	42.61	47.23		
職員	常勤職員	人	1.50	1.50	1.50	1.50		
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00		
<b>事業に関する検討課題</b>								
<p>都心部での地籍調査では土地の権利者が複数に及び且つ複雑であることや、個人情報保護等の問題から地権者調査の確認が困難であり多くの時間を要しています。</p> <p>また、現在実施している街区調査の後続事業である一筆地調査は、民有地と民有地の境界を調査していくものです。今以上に地権者との調整に時間と労力が必要であり、円滑にすすめるための方法論を確立するなどの体制強化が必要です。</p>								
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	調査が困難であり多くの時間を要していますが、実績も順調に推移しています。					
	効率性	3	各土地所有者が独自に測量するのに比べて広範囲で実施するスケールメリットがあり100分の1の費用で実施できるとの報告もあります。					
	実施の成果	3	都市計画事業の基礎である用地取得を円滑に進めたり、災害時の復旧を迅速に行えるなどの効果があります。					
	行政の関与	3	国土調査法に市町村が実施主体として定められています。					
	妥当性	3	国土調査法と本施策には共通した理念が認められます。					
	施策寄与度	3	適切な都市構造の実現するためのいわば基礎情報が地籍情報であり、すべての都市活動を円滑に進めるために必要な調査です。					
総合評価	<p>地籍調査の成果は、区のみちづくり計画から個人の土地取引まで、土地に関するあらゆる行為の基礎となり、地域の整備計画、災害時の復旧、開発、建築行為等に役立ちます。現在、地権者の調査や現地境界点の確認作業が困難であるが、実績としては予定どおり進捗しており、今後、活発な社会全体の経済活動を土台から支えていくものと評価しています。</p> <p>また、この調査は毎年1,000人以上の地権者と立会いを行ったり、成果の書式に様々な決まりがあることなどから直営での実施は困難で、委託することにより効率的に実施しているところです。</p>						B	
							過年度評価	
改革方針	<p>現在、権利者が多く立会いの難しいマンションの確認率を上げることが課題であり、他の自治体でも同様の課題を抱えていることから、今後は地籍調査連絡会議等で最良の方法を検討していきます。</p> <p>平成22年度からは、国が国土調査第6次10箇年計画を策定することに併せて一筆地調査にも着手していく予定です。一筆調査では今以上に地権者との調整に時間と労力を要するため、事業を円滑にすすめるための方法論を確立していきます。</p>						17年度 A 16年度 B 15年度 14年度	
							方向性	
						1		
						現状のまま継続		